

○決算に関する用語の説明

用語	説明
形 式 収 支	<p>歳入決算総額から歳出決算総額を単純に差し引いた額、すなわち歳入歳出差引額を形式収支という。</p> <p>* 形式収支＝歳入決算額－歳出決算額</p>
実 質 収 支	<p>形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源(繰越事業に伴う一般財源等)を控除した決算額をいう。</p> <p>* 実質収支＝形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源</p>
单 年 度 収 支	<p>当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、当該年度だけの実質的な収支を意味する。</p> <p>* 单年度収支＝当該年度の実質収支－前年度の実質収支</p>
実質单年度収支	<p>单年度収支のなかには実質的な黒字要素(財政調整基金への積立金、地方債の繰上償還)や赤字要素(財政調整基金取崩し額)が含まれているため、これらを控除した单年度収支を実質单年度収支という。</p> <p>* 実質单年度収支＝单年度収支+財政調整基金積立額+地方債繰上償還額-財政調整基金取崩し額</p>
財政調整基金	経済の不況等による税収減や、災害など予期せぬ支出に備えるための積立金をいう。
特 定 目 的 基 金	<p>特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。</p> <p>* 減債基金、公共施設整備等事業基金、校舎建設基金など</p>
減 税 補 て ん 債	住民税減税などによる減収額を埋めるため、許可された地方債。
予 算 の 繰 越	<p>会計年度独立の原則の例外として、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することをいう。</p> <p>* 繼続費の遙次繰越 ある目的のために2カ年度以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割について、あらかじめ一括した予算として議会の議決を受けた継続費の各年度の執行残額について、最終年度まで遙次繰り越して執行すること。</p> <p>* 繰越明許費 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由により当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができるものをいう。</p> <p>* 事故繰越 歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為(支出の原因となるべき契約その他の行為)を行い、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいう。</p>